|  |
| --- |
| **住　　　　　　 　　　宅** |

|  |
| --- |
| **重度身体障害者住宅改造費助成**  |

既存住宅の浴室、便所、洗面所、台所、玄関、廊下その他住宅設備を身体に障がいのある人向けに　　　改造するために必要な経費を補助します。

**※必ず着工前に相談の上、申請してください。**

●対象者

浜松市に住所を有し、身体障害者手帳を持っている人で、次の各号すべてに該当する人。

１．身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹又は視覚の障がいがある人で、肢体不自由又は視覚障害の程度が総合等級で１級又は２級の人

２．住宅設備を改造する必要がある人

３．次のいずれかの課税状況に該当する世帯の人

・市、県民税が非課税の世帯（４月から６月までの間に申請する場合は前年度分）

・前年分の所得税額が200,000円以下の世帯（４月から６月及び１月から３月の間に申請する場合は前々年分）

４．市税に滞納がない世帯に属する人

●助成金額

(1)市県民税が非課税の世帯

・工事費（補助対象経費）の３分の２以内で750,000 円を限度とする。

(2) (1)に該当しない世帯で、前年分の所得税額が200,000 円以下の世帯

・工事費（補助対象経費）の２分の１以内で750,000 円を限度とする。

ただし、他の住宅改修費（日常生活用具費助成事業、介護保険制度）と併用するものは、

その給付額を差し引く（過去の支給分を含む）。

※新築・増築は住宅改造費助成対象になりません。

●手続きに必要なもの

・身体障害者手帳、印鑑（朱肉を使うもの（スタンプ印不可））

・助成対象工事見積書

・平面図（改造前と完成予想図各１部）

・写　真（改造を必要とする部分の写真）

・所得税額を証明するもの（同居家族全員及び改造後同居しようとする世帯を含む）

　【例】前年分の源泉徴収票または確定申告の控え等

（４月から６月及び１月から３月までの間に申請する場合は前々年分）

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

|  |
| --- |
| **市営住宅**  |

市営住宅は年に４回入居者募集を行い、資格要件を満たしている人が申込可能です。

詳しくは、下記窓口までお問合せください。

●資格要件

・住宅に困窮している人

・市内に住んでいる人、又は市内に勤めている人

・現に同居または同居しようとする親族のある人

※ただし、身体に障がいのある人（１～４級）、精神障がいのある人（１～３級）、知的障がいのある人で、自立生活ができる人は単身入居の申込ができます。（単身入居が可能な住宅に限ります。）

・国税、地方税等を滞納していない人

・入居又は同居しようとする人が暴力団員でない人

・申込者及び同居しようとする親族全体の過去１年間の所得金額が一定金額以下の人

　　一般世帯：月額１５８，０００円以下

　　裁量世帯（障がいのある人がいる世帯等）：月額２１４，０００円以下

・確実な連帯保証人がいる人

●心身障害者向け住宅（車椅子対応）

身体に障がいのある人（１～４級）、精神障がいのある人（１・２級）、知的障がいのある人がいる世帯のみ入居ができます。

遠州浜団地（２戸）、萩丘団地（２戸）、佐鳴湖西団地（４戸）、初生団地（２戸）

●窓口

浜松市営住宅管理センター　　　　　☎４５７－３０５１

浜松市営住宅北部管理センター　　　☎４０１－０３２３

|  |
| --- |
| **地域相談支援** |

●地域移行支援

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行を希望する人に、住居の確保等必要な支援を　　　行います。

利用するためには、区役所社会福祉課より給付の決定を受ける必要があります。

**（Ｐ３０参照）**

●地域定着支援

居宅において単身等により地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、　障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。

利用するためには、区役所社会福祉課より給付の決定を受ける必要があります。

**（Ｐ３０参照）**